【】は伝建地域に適用

①届出に対する許可基準 (規則別表) 禁止地域や禁止物件への表示設置は不可 面積 高さ、幅等 その他 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであっ 伝建地域以外 土地に建 植され又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ、立体的に広告内容を表 示するものをいう。 (1) 路上広告塔 2m以下 同左 高さ=設置建築物等の高さの k久構造物 (2) 屋上広告塔 46m以下 1/3以下で上端の高さが地上から 建物の1/3以下 同左 建物 ・高さ=地上から30m以下 (木造は10m以下) 道路の交差点から20m以上離れた (3) 一般広告塔 脚を含め、30m以下 同左 (木造は10m以下) 2 軒下広告物 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の 壁面に取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。 1つの建築物に複数の軒下広告物がある場合、1つ1つで判断するのではなく、建物に対して総量規制として扱います。伝建地区の場合、(2) と(3) が同一建物にあれば、(2) の面積+(3) の面積≤1㎡となります。 =設置壁面の同一方向の長さ 道路上に突出しない (1) 壁面に直接設置 【面積=1.5㎡以下】 するもの(直描を含 を超えない 【長さ=1.5m以下】 む) 壁面の長さを超えな い 壁面の長さを超えない 長さ1.5m以下 壁面面積の1/2以下 壁面面積の1/2以下 =設置壁面の同一方向の長さ 道路上に突出しない 面積1.5㎡以下 (2) 突き出しで広告 面が壁面と平行なも 【面積=1.5㎡以下】 【長さ=1.5m以下】 壁面の長さを超えない 壁面の長さを超えな 長さ1.5m以下 L 壁面面積の2/3以下、 壁面面積の2/3以下 1.5㎡以下 20㎡以下 (3) 突き出しで広告 広告面が両面の場合、両面積の合 【面積=1.5m2以下】 面が壁面と直角なも 【長さ=1.5m以下】 計が対象となります 面積1.5㎡以下 面積10㎡以下 壁面から垂直方向に 壁面から垂直方向に 1m以上突出しない 1m以上突出しない 長さ1.5m以下 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の 屋上に設置され、広告内容を表示するものをいう。(広告塔を除く) 和風屋 根、洋風屋根は素材ではなく、専ら形状により区別する。 ・縦=3m以下【縦=2m以下】 ・永久構造物 3 屋上広告物 ・縦=3m以下【縦=2m以下】 (脚の長さを含む) ・横=屋根幅の2/3以下 (1) 洋風屋根に設置 するもの 脚含む縦2m以下 脚含む縦3m以下 横 屋根幅の2/3以 横 屋根幅の2/3以 下 ・縦=2m以下【縦=1m以下】 ・横=屋根幅の2/3以下 5告物の上端が大棟の高さを超え (2) 和風屋根に設置 永久構造物 ・屋根面に直描しない するもの 縦2m以下 縦1m以下 横 屋根幅の2/3以 横 屋根幅の2/3以 広告物の上端が大 広告物の上端が大 棟の高さを超えない 4 立看板 棟の高さを超えない 縦2m以下 縦=2m以下 横=1m以下 日以内 横1m以下 ・道路上に設置しない ・高さが30cm以上の脚を有する 同左 脚30cm以上 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、<u>土地に建</u> <u>植され、平面的に広告内容を表示するもの</u>をいう。広告面が両面であれば、面積 5 建植広告物 は2倍とする。 【上端が地上から4m以下】 【面積=2㎡以内】 美観を損なわないよう留意する 面積30㎡以内 面積2㎡以内 高さ6m以下 高さ4m以下 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、へい垣を 6 へい垣広告物 利用して取り付けられ、広告内容を表示するものをいう へい垣面の面積の1/2以下 上端の高さはへい垣の高さを超え )。 ・2個以上並べて設置するとき は、上端が同一の高さである ・へい垣面に直描しない 同左 金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもの 金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、<u>道路上等の空中を横断しアーチ状</u>に建植された物件を利用して、広告内容を表示するものをい 7 アーチ広告物 広告面の縦=2m以下 設置場所は繁華街又はこれに準じ 掲出できない 道路 8 気球広告物 綱に網を付けた気球を掲揚し、その網を利用して広告内容を表示するものをい ・ネット面に広告物を設置する・補助綱を用いる 球型で直径3m以下 綱の長さ45m以下 掲出できない 布又は網等を使用して作成されたものであって、<u>建造物その他の物件を利用して</u>
道路等を横断する形で取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。
・縦=1m以下
設置場所は繁華街又はこれに準じ 9 横断幕 掲出できない 10 幕広告 布又は網等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して 取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。 ・幅=1.5m以下 ・長さ=11m以下 幕は布地を用いる 同左 紙等を利用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して貼り付けて、広告内容を表示するポスター等をいう。 ・掲出期間30日以内 11 はり紙 掲出期間は14日以内 12 その他の広告 1~11の広告物の許可基準との均衡を考慮して町長が適当と認めるものである

のぼり旗も掲出できません